別記様式（第一条関係）

被害者参加旅費等請求書（続用紙）

平成　　年　　月　　日

請求者氏名

旅行の内容等

・往路について記載してください。　出発日　平成　　年　　月　　日
出発地　□上記住所（又は居所）から裁判所等まで
□その他の場所から裁判所等まで
（所在地：　　）
・復路について記載してください。　到着日　平成　　年　　月　　日
到着地　□裁判所等から上記住所（又は居所）まで
□裁判所等からその他の場所まで
（所在地：　　）
・該当するものすべてに、チェックをつけてください。
□往路又は復路に航空機を利用した
□その他交通の途絶等の理由により特別の経路・方法を利用した
□宿泊をした（宿泊した日を記載してください）
月　日、　月　日、　月　日、　月　日、　月　日
・この旅行中に出席した公判期日（又は公判準備）の日を記載してください。
月　日、　月　日、　月　日、　月　日、　月　日

・往路について記載してください。　出発日　平成　　年　　月　　日
出発地　□上記住所（又は居所）から裁判所等まで
□その他の場所から裁判所等まで
（所在地：　　）
・復路について記載してください。　到着日　平成　　年　　月　　日
到着地　□裁判所等から上記住所（又は居所）まで
□裁判所等からその他の場所まで
（所在地：　　）
・該当するものすべてに、チェックをつけてください。
□往路又は復路に航空機を利用した
□その他交通の途絶等の理由により特別の経路・方法を利用した
□宿泊をした（宿泊した日を記載してください）
月　日、　月　日、　月　日、　月　日、　月　日
・この旅行中に出席した公判期日（又は公判準備）の日を記載してください。
月　日、　月　日、　月　日、　月　日、　月　日

・往路について記載してください。　出発日　平成　　年　　月　　日
出発地　□上記住所（又は居所）から裁判所等まで
□その他の場所から裁判所等まで
（所在地：　　）
・復路について記載してください。　到着日　平成　　年　　月　　日
到着地　□裁判所等から上記住所（又は居所）まで
□裁判所等からその他の場所まで
（所在地：　　）
・該当するものすべてに、チェックをつけてください。
□往路又は復路に航空機を利用した
□その他交通の途絶等の理由により特別の経路・方法を利用した
□宿泊をした（宿泊した日を記載してください）
月　日、　月　日、　月　日、　月　日、　月　日
・この旅行中に出席した公判期日（又は公判準備）の日を記載してください。
月　日、　月　日、　月　日、　月　日、　月　日

□次葉に続く

○法務省令第二十三号

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第五十一条の規定に基づき、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月一日　　法務大臣　谷垣　禎一

総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

総合法律支援法施行規則（平成十八年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　法第三十条第一項第八号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項

附　則

この省令は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十三号）の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百二十二号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十条の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の十九第一項、第四十六条の二十一、第四十八条の二十三第一項及び第四十六条の二十五の二第一項中「二通」を削る。

附　則

この省令は、平成二十五年十一月三十日から施行する。

○経済産業省令第五十五号

航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条の三第一項第三号及び第二項、第三条第二項並びに第三条の二第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令

航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「通り」を「とおり」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条第二項を次のように改める。

2　前項の申請書には、左に掲げる事項を記載した特定設備新設等計画書を添付しなければならない。

一　当該申請に係る特定設備を用いる事業について事業の区分別の製造又は修理の予定数量

二　当該申請に係る特定設備の明細

三　当該申請に係る特定設備を用いる事業について事業の区分別の製造又は修理のための設備（特定設備を除く。）に変更を生ずる場合にあつては、その変更の概要

四　特定設備の新設、増設又は改造に要する資金の額及びその調達方法

第十二条第二項を次のように改める。

2　前項の申請書には、移転後の工場における事業の区分別の製造又は修理のための主たる設備の明細を記載した書類を添付しなければならない。

第十三条中第四項及び第五項を削る。

第十九条に次の一項を加える。

4　第二項の規定にかかわらず、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十条第一項の規定による認定を受けた者は、第二項第五号から第九号までの書類に代えて、同条第二項の規定による認可を受けた業務規程を添付することができる。